様式第二の記載要領第四号の表中小企業者等である連結法人の法人税率の特例の項中「別表一の二(一)「30」」を「別表一の二(一)「31」」に、「別表一の二(二)「28」」を「別表一の二(二)「29」」に、「別表一の二(三)「27」」を「別表一の二(三)「28」」に、「別表一の二(二)「24」」を「別表一の二(二)「25」」に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項からエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までを次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第68条の９第１項	10578	法規別表六の二(三)「19」の欄の金額
	第68条の９第３項	10579	法規別表六の二(四)「18」の欄の金額
	第68条の９第６項	10548	法規別表六の二(五)「12」の欄の金額
	第68条の９第７項	10011	法規別表六の二(六)「12」の欄の金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成30年旧措置法」という。）第68条の10第１項（償却費）(平成30年旧措置法第42条の５第１項第１号)	10567	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄(以下この表において「特別償却限度額の欄」という。)の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金)(平成30年旧措置法第68条の10第１項（平成30年旧措置法第42条の５第１項第１号))	10568	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	平成30年旧措置法第68条の10第１項（償却費)(平成30年旧措置法第42条の５第１項第２号)	10280	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金)(平成30年旧措置法第68条の10第１項（平成30年旧措置法第42条の５第１項第２号))	10281	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成30年旧措置法第68条の10第２項	10289	法規別表六の二(八)「27」の欄の金額
	平成30年旧措置法第68条の10第３項	10290	法規別表六の二(八)「36」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える。

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第１項（償却費）(第42条の５第１項第１号)	10598	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金)(第68条の10第１項（第42条の５第１項第１号))	10599	法規別表十六（九)「８」の欄の金額
	第68条の10第１項（償却費）(第42条の５第１項第２号)	10600	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金)(第68条の10第１項（第42条の５第１項第２号))	10601	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の10第１項（償却費）(第42条の５第１項第３号)	10602	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金)(第68条の10第１項（第42条の５第１項第３号))	10603	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の10第２項	10604	法規別表六の二(九)「17」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却の項中

条の41第１項又は第11項別償却準備金)(第68条の１項（第42条の６第１項号))	10040	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
29年旧措置法第68条の11項（償却費）	10470	特別償却限度額の欄の金額
条の41第１項又は第11項別償却準備金)(平成29年置法第68条の11第２項)	10471	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

を

第68（特11第４		
平成第２		
第68（特旧措		
第68条の41第１項又は第（特別償却準備金)(第6811第１項（第42条の６第第４号))		

11項条の１項	10040	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

に改め、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。